

平成23年度税制改正要望事項 改正内容

【海運関係税制】

要望項目	現行制度	要望内容	政府税調評価結果			
			ゼロ次 (11/16)	1次 (11/30)	2次 (12/3)	最終 (12/16)
トン数標準税制	対象船舶: 自国籍船のみに適用(日本商船隊の4%)	日本籍船の3倍までの外国籍船(自社の海外子会社からの定期用船(所謂: 自社仕組船))に適用拡大	D	D	G	(現行制度通り)
船舶の特別償却制度	外航環境低負荷船(3000G/T以上) ・特償率: 18/100 ・特償率: 16/100 (但し、収入金額の課税の特例(所謂トン数標準税制)の適用を受ける法人が取得等をする日本籍船以外の外航船舶)	日本籍船の特償率: 30/100 外国籍船の特償率: 16/100	D	C (「トン税拡充要望」の取下げ、償却率等の見直しが前提)	A (償却率及び対象船舶の要件を見直した上で2年延長)	特償率: ・日本籍船: 18/100 ・外国籍船: 16/100 (環境要件の見直しあり) 適用期間: H23.4.1~H25.3.31
特定資産(船舶)の買換特例(圧縮記帳)	(1)船舶から船舶 (2)内航船舶から減価償却資産 ((1)(2)とも譲渡差益の80%を圧縮記帳) 買換え資産(船舶)に対して環境負荷低減型(中古船に限定)の設備要件あり	日本籍船の圧縮率: 90/100 外国籍船の圧縮率: 70/100	D	C (「トン税拡充要望」の取下げ、圧縮記帳割合等の見直しが前提)	A (対象船舶を見直した上で3年延長)	圧縮率: 80% ・新造船に対しても環境負荷低減型の設備要件あり ・買換えた船舶の船齢が譲渡した船舶の船齢を下回ること 適用期間: H23.4.1~H26.3.31
船舶に係る固定資産税	<課税標準> (1)内航船: 価格の1/2 (2)外航船: 価格の1/6 (3)外国貿易船(外貿実績50%超): 価格の1/10 (4)外国貿易船のうち国際船舶: 価格の1/15	非課税	D	G	G	(現行制度通り)
国際船舶に係る登録免許税	軽減後の税率(本則4/1000) (1)所有権保存登記 新造又は外国法人から取得(新造された日から5年を経過していないもの)をする国際船舶の所有権の保存登記 ・・・船舶価額の3.0/1000 (2)抵当権設定登記 国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け又は延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記 ・・・債権金額又は極度金額の3.0/1000	船舶貸渡業が建造若しくは取得(建造後: 5年以内)した国際船舶の所有権保存登記及び抵当権設定登記: 1/1000	D	F	F	(現行制度通り)

※評価結果記号

「A」=認める。

「C」=要望内容の抜本的見直しができなければ、認められない。

「D」=認められない。

「F」=要望府省が要望を取り下げたもの又は措置しないことで折衝を了したもの。

「G」=24年度以降の検討課題とするもの。